

令和3年度「青森市東部市民センター」に係る事業報告書等評価結果

青森市東部市民センターについては、青森市東部市民センター管理運営協議会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

令和3年度の事業報告書等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認、検証し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和4年7月21日

施設名	青森市東部市民センター
設置目的	社会教育法第20条の目的である、区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため設置しています。
所在地	青森市原別三丁目8番1号
指定管理者	【名称】青森市東部市民センター管理運営協議会 【代表者】会長 小笠原 龍朗 【住所】青森市原別三丁目8番1号
指定期間	平成30年4月1日 から 令和5年3月31日 まで（5年間）

評価項目	検証結果	評価結果	
		適正	要改善
管理について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中は業務を実施する上で適正な配置となっているが、午後5時以降の夜間帯における職員配置は、防犯対策上2名以上の職員をもって充てるべきところ、常時2名の体制とはなっていなかった。</li> <li>・接遇や東部地区の魅力再発見等の内部研修を年12回実施したほか、外部研修にも年2回参加しており、職員の資質向上に努めている。</li> <li>・緊急時の対応に関する取組として、年2回（5月・9月）消防訓練を実施している。</li> <li>・安全かつ快適な施設となるよう、各種保守点検業務を適切に行うとともに、施設の不具合、損傷等があった際は中央市民センターと連携し利用者の安全対策の確保に努めている。</li> <li>・節減啓発などの貼紙等を掲示するとともに、館内を巡回し不要箇所を消灯するなど、省エネルギーの推進に努めている。</li> </ul>		○
運営について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸館業務については、特定の団体等に対する便宜供与や不当な取扱いがないよう、規則等に従って利用者の平等利用に努めている。</li> <li>・事業実施の都度、利用者アンケートを実施してニーズの把握に努め、次期事業の企画立案の参考にしているほか、館内に意見箱を設置している。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、施設を運営している。</li> <li>・令和3年度利用者は23,575人であった。</li> </ul>	○	
事業実施結果について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度は、新型コロナウイルスの影響で、9月、1月20日～2月末の2回の閉館により、中止となった講座もあったが、「はじめての絵手紙～日々の暮らしを描こう～」、「いい汗を流そう！バドミントン教室」、「手軽に楽しむ苔玉作り体験！」など66回の講座を行い延べ648人が受講しており、幅広い年齢層に応じた事業展開が行われている。特に絵手紙の講座では講師・受講生ともに満足の結果が得られていた。</li> </ul>	○	
収支決算書について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された収支決算書に対し、会計帳簿や預金通帳等を確認した結果、経理は適切に行われており、適正であった。</li> </ul>	○	

【総合評価】

- 施設の管理運営状況や主催事業の実施状況、収支決算等については概ね適正であるものの、午後5時以降の夜間帯に常時2名の体制とはなっておらず、適正な人員配置とはなっていなかった。
- アンケートの実施等により、幅広い世代を対象としたニーズの高い講座や地域カアップ講座など、新型コロナウイルス対策を設けた上で、各種事業を工夫して実施している。
- 今後とも地域コミュニティ活動や地域文化活動、生涯学習活動を推進していただきたい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

午後5時以降の夜間帯における職員配置は、防犯対策上2名以上の職員をもって充てることとしていたが、常時2名の体制とはなっていなかったことから、今後、改善が必要である。指定管理者と協議を行いながら、早期に改善が図られるよう努めていく。

【担当課】 青森市教育委員会事務局 中央市民センター

【電話】 017-734-0163

【メール】 chuo-center@city.aomori.aomori.jp